除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００７号
千葉市美浜区高浜２丁目２番１号
清算株式会社　株式会社大幸
代表清算人　鈴木　将司
１　決定年月日　令和８年２月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第２００４号
東京都大田区南蒲田３丁目11番７号
清算株式会社　稲岡工業株式会社
代表清算人　稲岡　喜一
１　決定年月日　令和８年２月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第１００１号
名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社ツカサ
代表清算人　武内　成泰
１　決定年月日　令和８年２月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１号
岡山県津山市大手町２番地の13
清算株式会社　ＳＨ株式会社
代表清算人　石井　繁好
１　決定年月日　令和８年２月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所津山支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３０３２号
大阪府吹田市豊津町31番27号
清算株式会社　株式会社ワールドスタイル
１　決定年月日　令和８年２月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３号
熊本県上天草市松島町阿村964番地の２
清算株式会社　永目海運株式会社
代表清算人　永目　幸浩
１　決定年月日　令和８年２月13日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙債権目録記載の各債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
熊本地方裁判所天草支部